

## 平成 24 年 8 月 5 日(日) 栃医新聞掲載

### 常任理事再任（2 期目）のご挨拶



栃木県医師会常任理事 田中昌宏  
(小金井中央病院)

公益法人制度改革による県医師会執行部役員の選挙は今までより多く時間と手間を要するという恨みは残したものの、選挙結果は立候補者全員の当選という順当なものでした。かくして小職も常任理事に再任されたわけではありますが、懐を深く脇を締めて事にのぞみ、眼に見える形での成果を求めてやみません。2 期目の責任に想いを馳せるとき改めて身の引き締まる思いが致します。1 期目の2 年は、担当業務部門の全体像の理解、事務処理の具体的方法、関連部署とのコミュニケーションなど役員として学ぶべき基礎編は盛り沢山で慣れるまでには相応の時間が必要とされます。初心者マークの「慣らし運転」の期間としての2 年間は、ちと長すぎるかも知れませんが、それでも小職の場合、医師会関連の出務回数は年間100回以上にも及びました。役員の仕事はすべき事が厭と言うほどありますので、優先順位を頭の真中に置いて、取舍選択を自分なりに辛めに設定して自身のエネルギーを選択した仕事に集中することが肝要といえます。担当は医療保険部門（副）、男女共同参画部門（主）に加えて、今期は医療税制（主）、医療経済（主）部門の役割が増えました。男女共同参画部門において女性医師の出産や子育てによる離職から医療現場への早期復帰促進などへの細やかな支援事業に県医師会が直接参加して実効を挙げるべきか？青少年次世代育成の視点より子供を産みやすくする社会環境の整備（ライフワークバランスの促進・啓発）なども地方といわれる本県においても重要な課題なのか？などの検証行動が必要と考えられます。医療税制においても「医療機関における消費税損税問題の解消」は消費税率アップ（2014年4月に8%、2015年10月に10%）との絡みで極めて重要な案件なので必ず損税が解消されるような制度の確立が求められます。医療機関に掛かる消費税には仕組上の瑕疵があり医療機関に発生している財務的損害は消費税率が5%の現在で全国の医療機関で年間2、320億円にも上ります。これが10%に税率が上がれば単純に損税は4、640億円という巨額になります。その他にも懸案は山積みです。どうぞ、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。